

# チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第13回 2023年9月



## 中国政府は雇用安定のための税制優遇を更にアップグレードし、雇用維持に一層注力する——雇用安定のための税制優遇を享受する準備は万全か？

### 概要：

- 財政部、税務総局、人的資源と社会保障部、農業農村部の4部門は、2023年8月2日付けで共同して「重点グループの創業と就業のさらなる支援に関連する税收政策に関する公告」（財政部、税務総局、人的資源と社会保障部、農業農村部公告2023年第15号、以下「15号公告」）を公布し、優遇政策の実施期間を2027年12月31日まで延長する。同公告は、関連グループの名称、身分認定のデータベース、企業の遡及適用が承認されるか否かなどについてさらに明確化し、企業がより柔軟な遡及申告方法を採用することを承認する。

### 背景

数十年にわたる社会経済の急速な発展を経て、中国政府は支援を必要とする重点グループを特定し、重点グループを支援するための一連の奨励措置を導入している。この内、一部の奨励措置は現金の形で個人に支給されるのに対して、税額控除/税額還付の形で重点グループを雇用する企業に還元される措置もある。2019年、すでに財税[2019]22号通達では、貧困地域の人々と長期失業者の雇用安定を目的として、貧困層や失業者を雇用する企業を対象に税制優遇措置を実施することを提案した。

様々な試練に直面している今日の経済環境において、雇用市場のさらなる安定化と活性化を目指し、4部門は最近共同して上述の奨励措置をアップグレード・更新した。これらの奨励措置は、複数の政府部門が連携して努力した成果である。15号公告における雇用安定のための税制優遇措置の重要な内容を下記の通りまとめた。

- 企業が条件に合致する従業員を雇用し、1年以上の労働契約を締結し、かつ法に従って社会保険料を納付する場合、条件に合致する従業員を1人雇用することに23,400人民元を上限とする税制優遇を受けることができる。税制優遇額は、当該年度に企業が実際に納付すべき増値税、都市維持建設税、教育費付加、地方教育費付加、企業所得税から控除されるものとする。
- 条件に合致する従業員とは下記の通りである。1) 全国返貧（貧困から脱却した人々が再び貧困層に転落する）防止モニタリング及び農村振興推進と結びつけるための情報システムに登録されている貧困脱却人口。2) 人的資源

と社会保障部の公共就職サービス機関に半年以上失業者として登録されており、「就業創業証」又は「就業失業登記証」（「企業吸収税収政策」と明記されたもの）を所持している者。

15号公告では、財税[2019]22号通達などの文書に記載されている「建檔立卡（電子プロフィール作成・貧困支援情報システムへの登録）対象貧困人口」を「貧困脱却人口（返貧防止モニタリング対象者を含む）に更新し、かつ当該重点グループが「全国返貧防止モニタリング及び農村振興推進と結びつけるための情報システムに登録されている貧困脱却人口」に属することを明確にした。当該グループの名称及び当該グループを認定するシステム名称を更新することにより、「貧困脱却難関攻略成果の強化・拡大と農村振興との効果的な結びつきの実現に関する中国共産党中央委員会・國務院の意見」の規定との整合性を図り、政策の実施における納税者及び末端税務機関の困惑を効果的に軽減することとなる。

- 税制優遇措置の遡及適用の承認：減額対象となる税金費用について、同公告の公布前に既に徴収されている場合、納税者のそれ以降の課税期間で納付すべき税金費用と相殺するか、又は還付されることとなる。過年度に重点グループの創業就業税制優遇政策を享受してから3年未満であり、かつ同公告に規定された条件に合致する者は、同公告の規定に従い、3年の期間（36か月）が満了するまで税制優遇政策を継続的に適用することができる。

2023年15号公告では、政策が実施される前で適用できなかった企業は、遡及して税額還付を受けられることを明確にし、優遇措置の申請方法がより柔軟になり、税額還付を申請できるほか、「納税者のそれ以降の課税期間で納付すべき税金費用と相殺する」こともできるようになり、企業が税額還付を申請する際に地方財政の逼迫によって制限される状況を緩和することができる。政策実施レベルでは、税務機関と企業の双方に対して確実性を保証しているため、地域ごとでの実施基準の不一致を大きく改善し、納税者の税額還付申請の障壁をある程度軽減できるものの、引き続き関連する実務の具体的な要件と実施基準に留意する必要がある。

- データ共有の強化とシステムのアップグレード：データ共有体制については、國務院貧困支援弁公室が人的資源と社会保障部及び国家税務総局に年1回データを共有するという従来の体制から、「農業農村部（国家農村振興局）、人的資源と社会保障部、税務総局の間で貧困脱却人口の身元情報のデータ共有を実現し、データの下方展開を推進する」ことにアップグレードし、各規制部門の後続管理に寄与する。
- 政策実施期間の延長：15号公告では、税制優遇政策の実施期間を2025年12月31日から2027年12月31日まで延長し、条件に適合する関連企業にとって大きなメリットとなる。

## KPMGの所見

前述の通り、15号公告における雇用安定のための税制優遇は、「前世代」の税制優遇政策の「アップグレード」である。同政策の策定は、国の支援対象である重点グループを雇用するよう、雇用主にインセンティブを与えることを出発点としている。さらに重要なことは、これらの「重点グループ」が、重要な雇用期間（3年間など）において相応の職業スキルを習得し、将来における個人の持続可能な成長にとってプラスとなる可能性がある。

KPMG中国は、「前世代」の雇用安定のための税制優遇政策の適用において企業をサポートした実務経験を踏まえて、下記のいくつかの重要な情報を把握している。

- 「条件に合致する」者の雇用を奨励する具体的な雇用基準を設けている企業はごく一部にとどまる。すなわち、多くの企業は、人員体制を整える際、税制優遇政策も雇用を判断する要素の一部として考慮していない。
- 過去の雇用データによると（出所はとある製造企業）、「条件に合致する」従業員の「ヒット率」は、同社の全従業員数の約8%～14%にあたる。最近のケースでは、ある家電グループのOEM工場が、4万人以上の従業員のうち条件に

合致する従業員を4,300人以上（主にブルーカラー労働者）特定し、約1億円の税額控除/還付を受けた。

- 上述の「ヒット率」は、企業が所属する業界、地域、賃金水準などによって異なる。例えば、IT企業のヒット率は比較的  
低く、蘇州等の（中国中部の裕福な都市）地域の家電製品のOEM工場のヒット率は極めて高い可能性がある。
- 当該税制優遇措置は2019年に導入されたものの（財税[2019]年22号）、多くの税務機関ではこの種類の税額控  
除/還付を取り扱った経験がない。したがって、企業/納税者及び税務機関の担当者向けに宣伝・説明と研修を実施  
する必要がある。
- 「条件に合致する」重点グループを雇用している企業にとって、当該税制優遇の適用を申請する場合、通常、下記3つ  
のステップを踏む必要がある。

ステップ 1：スクリーニング & 定量化	企業は、「条件に合致する」個人を特定するために、従業員情報に対してスクリーニングを 行う必要がある。次に、企業は従業員のこれまでの雇用記録と社会保険料納付記録を 照会し、適用可能な税制優遇額を定量化する必要がある。
ステップ 2：準備 & 申請	当該税制優遇の申請は、企業の納税申告表を通じて提出しなければならないため、企 業は関連する増値税、付加税及び/又は企業所得税申告表を修正/改訂する必要がある。 調整済みの納税申告表を条件に合致する従業員リストとともに雇用主の主管税務 機関に提出し、税制優遇の申請手続きを正式に開始する。全国範囲で業務展開して いるグループ企業に関しては、様々な投入を優先的に考慮し、より効率的な方法で「リタ ーン」を獲得できるよう、詳細な実施計画を策定する必要がある。
ステップ 3：フォローアップ & 取得	上述の申請について、人的資源と社会保障部/農業と農村事務部の管理下にあるデー タベースと「条件に合致する」従業員リストを照合するために、上級の税務機関に移管す る場合もある（例：省レベルの税務機関）。したがって、企業は、税制優遇の申請が適 時に処理されるよう、各級の税務機関に対して密接にフォローアップする必要がある。税 額還付の適用対象となる税制優遇の申請について、企業は最終的に税額還付を獲得 できるよう、地方財政局と緊密に連絡を取り合う必要がある。

- 税額還付の手続きがスムーズに進行した場合、企業が税額還付を受け取るまで通常2-4か月かかる。申請によっては  
複数の政府部門が関与することもあり、企業は当該税制優遇の適用を確保するために一定のリソース（社内外のリソ  
ースを管理するプロジェクトチームなど）を配置する必要もある。

## 結論

現在、厳しい試練に直面している経済環境において、15号公告は程よいタイミングで公布されたと考えられる。多くの企  
業が事業運営を補助するための政府の奨励措置を積極的に模索している中、「条件に合致する」従業員の雇用に関  
連する優遇措置を適用できるよう、企業には適切なリソースを配置して実施計画を策定されるよう提案する。15号公告  
は、経済的な奨励に加えて、企業のESG建設にも寄与しているため、社会的弱者はこれによって企業の「特別な優遇」  
を受けられ、雇用期間においてライフスキルを習得することができる。

KPMGは、これまで上記3つのステップを踏んだアプローチを採用し、企業が雇用安定のための税制優遇を適用できるよ  
うサポートしてきました。KPMGは、当該税制優遇の申請プロセスで積み重ねた経験を踏まえて、企業がアップグレードさ  
れた第15号公告で言及された税制優遇のメリットの享受をサポートできると確信しています。今から2027年末まで、企  
業の新たな旅立ちをサポートして参ります。

KPMGは、今後も引き続き各地の奨励措置に関連する最新の手続きと動向に常に注目し、企業が第15号公告に基づく税額還付や控除の獲得に影響を与え得る形式や方法の変更を把握できるよう、適時に最新情報を提供して参ります。

## お問合せ先

### 華北地域

#### Li Lisa 李輝

Partner パートナー

Email: [lisa.h.li@kpmg.com](mailto:lisa.h.li@kpmg.com)

Tel: +86 (10) 8508 7638

### 華中・華東地域

#### Hayashida Hironori 林田 弘徳

Partner パートナー

Email: [hironori.hayashida@kpmg.com](mailto:hironori.hayashida@kpmg.com)

Tel: +86 (21) 2212 2286

#### Xu Jie 徐潔

Partner パートナー

Email: [jie.xu@kpmg.com](mailto:jie.xu@kpmg.com)

Tel: +86 (21) 2212 3678

#### Wang Zhewei 王哲蔚

Partner パートナー

Email: [zhewei.wang@kpmg.com](mailto:zhewei.wang@kpmg.com)

Tel: +86 (21) 2212 2717

#### Morimoto Tadashi 森本 雅

Partner パートナー

Email: [tadashi.morimoto@kpmg.com](mailto:tadashi.morimoto@kpmg.com)

Tel: +86 (21) 2212 2322

#### Mokuta Masakazu 李田 正和

Partner パートナー

Email: [masakazu.mokuta@kpmg.com](mailto:masakazu.mokuta@kpmg.com)

Tel: +86 (21) 2212 2247

### 華南地域

#### Inanaga Shigeru 稲永 繁

Partner パートナー

Email: [shigeru.inanaga@kpmg.com](mailto:shigeru.inanaga@kpmg.com)

Tel: +86 (20) 3813 8109

#### Chen Vivian 陳蔚

Partner パートナー

Email: [vivian.w.chen@kpmg.com](mailto:vivian.w.chen@kpmg.com)

Tel: +86 (755) 2547 1198